

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月17日

静岡県知事 石川 嘉延

### 静岡県条例第14号

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

（略）表第1の150の13の項の次に次のように加える。

150の 14	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1) 法第5条第1項の認定に係る申請書の受付 (2) 法第5条第2項の認定に係る申請書の受付 (3) 法第5条第3項の認定に係る申請書の受付 (4) 法第7条（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る通知書の手交 (5) 法第8条第1項の認定に係る申請書の受付 (6) 法第10条の承認に係る申請書の受付及び同条の承認に係る承認書の手交	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。）
150の 15	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物である住宅に係るものに限る。） (1) 法第5条第1項の認定に係る申請書の受付 (2) 法第5条第2項の認定に係る申請書の受付 (3) 法第5条第3項の認定に係る申請書の受付 (4) 法第7条（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る通知書の手交 (5) 法第8条第1項の認定に係る申請書の受付 (6) 法第10条の承認に係る申請書の受付及び同条の承認に係る承認書の手交	全市町（建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町に限る。）

附 則

（略）

(2) 別表第1に150の14の項及び150の15の項を加える改正規定 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行の日

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

（略）

第2条 静岡県手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

（中略）

別表428の項の次に次のように加える。

428 の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準	一戸建ての住宅		1戸につき	1万5,000円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により申し出る場合は、380の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものと
				一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの戸数が5戸以下のもの	1戸につき	5,000円	
					1棟当たりの戸数が5戸を超え10戸以下のもの	1戸につき	4,000円	
					1棟当たりの戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1戸につき	2,000円	
				1棟当たりの戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1戸につき	2,000円		

			に適合 すること を証 する書 面を添 付する 場合	1棟当 たりの 戸数が 50戸を 超え 100戸 以下の もの	1戸に つき	1,000円	する。
				1棟当 たりの 戸数が 100戸 を超え 200戸 以下の もの	1戸に つき	1,000円	
				1棟当 たりの 戸数が 200戸 を超え 300戸 以下の もの	1戸に つき	1,000円	
				1棟当 たりの 戸数が 300戸 を超え るもの	1戸に つき	1,000円	
			その他 の場合	一戸建ての 住宅		1戸に つき	5万2,000円
				一戸 建て の住 宅以	1棟当 たりの 戸数が 5戸以	1戸に つき	2万4,000円

			外 の 住 宅	下 の も の		
				1 棟 当 た り の 戸 数 が 5 戸 を 超 え 10 戸 以 下 の も の	1 戸 に つ き	1 万 9, 000 円
				1 棟 当 た り の 戸 数 が 10 戸 を 超 え 25 戸 以 下 の も の	1 戸 に つ き	1 万 5, 000 円
				1 棟 当 た り の 戸 数 が 25 戸 を 超 え 50 戸 以 下 の も の	1 戸 に つ き	1 万 3, 000 円
				1 棟 当 た り の 戸 数 が 50 戸 を 超 え 100 戸 以 下 の も の	1 戸 に つ き	1 万 1, 000 円
				1 棟 当 た り の 戸 数 が 100 戸 を 超 え	1 戸 に つ き	1 万 円

				200 戸 以下の もの		
				1 棟当 たりの 戸数が 200 戸 を超え 300 戸 以下の もの	1 戸に つき	1 万円
				1 棟当 たりの 戸数が 300 戸 を超え るもの	1 戸に つき	9,000円

(中略)

**附 則**

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(中略)

- (4) 第2条中別表に428の2の項を加える改正規定 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行の日

(後略)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成21年5月12日

静岡県知事 石川 嘉延

### 静岡県規則第31号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

**第1条** この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号。以下「政令」という。）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管行政庁が必要と認める図書)

**第2条** 省令第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 法第5条第1項又は第2項の規定による認定の申請にあつては、様式第1号による計画書
- (2) 建築をしようとする住宅又はその部分が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第31条第1項に規定する住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関（品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下同じ。）が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合するものである場合にあつては、当該型式に係る住宅型式性能認定書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「品確法施行規則」という。）第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書をいい、登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し
- (3) 建築をしようとする住宅又はその部分が、品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等である場合にあつては、当該認証型式住宅部分等に係る型式住宅部分等製造者認証書（品確法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書をいう。以下同じ。）の写し
- (4) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号。以下「告示」という。）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあつては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（登録試験機関（品確法第59条第1項に規定する登録試験機関をいう。以下同じ。）が行う特別評価方法認定（品確法第58条第1項に規定する特別評価方法認定をいう。）のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けた場合にあつては、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書）
- (5) 法第6条第1項第3号に掲げる基準に適合することについて市町その他の関係機関が認めた場合にあつては、その旨を証する書面の写し

(所管行政庁が不要と認める図書)

**第3条** 省令第2条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 前条第2号の規定により住宅型式性能認定書の写しを添えた場合に、当該住宅型式性能認定書（告示に定める基準以上の性能を有する旨の認定又は確認を受けた型式に係るものに限る。）において住宅性能評価（品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。）の申請において明示することを要しない事項（登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項）として指定された事項が、省令第2条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてを満たすこととなるときは、当該図書
- (2) 前条第3号の規定により型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合に、当該型式住宅部分等製造者認証書（告示に定める基準以上の性能を有する旨の認証を受けた型式住宅部分等に係るものに限る。）において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定された事項が、省令第2条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてを満たすこととなるときは、当該図書（構造計算適合性判定の実施）

**第4条** 知事は、法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出を受けた場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要する住宅に係る長期優良住宅建築等計画について法第6条第1項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定をするときは、建築基準法第18条の2第1項の規定による指定を受けた者に対し、構造計算適合性判定を求めるものとする。

（申請書の提出部数）

**第5条** 省令第2条第1項、第8条、第11条又は第12条の申請書の提出部数は、正本1通及び副本1通とする。

- 2 省令第2条第1項又は第8条の申請書が、構造計算適合性判定を要する住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係るものであり、かつ、法第6条第2項の規定による申出を行う場合のものであるときは、前項の規定にかかわらず、当該申請書の提出部数は、正本1通及び副本2通とする。

（認定長期優良住宅の建築工事の完了報告）

**第6条** 認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築工事が完了したときは、速やかに、様式第2号による報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、認定計画実施者は、あらかじめ、様式第3号による確認書により建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいい、この項の規定による確認の対象となる住宅が、同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限る。）による認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認を受け、当該確認書の写しを前項の報告書に添えなければならない。

（住宅の建築又は維持保全の取りやめの申出の方法）

**第7条** 法第14条第1項第2号の申出は、様式第4号による申出書に省令第6条及び第9条の通知書を添えて行うものとする。

## 附 則

この規則は、法の施行の日（平成21年6月4日）から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

維持保全計画書（ 年間）

点検部位	主な点検項目	点検の 時期	定期的な手入れ の方法等	更新又は取替え の時期及び内容

留意事項等



様式第2号（第6条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

報告者 住所 [ 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地 ]  
氏名 [ 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 ]

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので、報告します。

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定長期優良住宅建築等計画に基づき住宅の建築工事が完了したことを確認した建築士  
( 級) 建築士 ( ) 登録第 号  
住 所  
氏 名  
( 級) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
所在地  
名 称

様式第3号（第6条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認書

年 月 日

認定計画実施者 様

確認者 ( 級) 建築士 ( ) 登録第 号  
 住 所  
 氏 名 ㊞  
 ( 級) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
 所在地  
 名 称

次のとおり、認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨を確認しました。

	確認を行った部位、 材料の種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果（不適の場合 には、その内容）
構造躯体等 の劣化対策				
耐震性				
可変性				
維持管理・ 更新の容易性				
高齢者等対策				
省エネルギー対策				

様式第4号（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申出者 住所 [ 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地 ]  
氏名 [ 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 ]

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめるので、申し出ます。

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置

## 静岡県告示第521号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることの基準を次のように定める。

平成21年5月19日

静岡県知事 石川 嘉延

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることの基準

次に掲げるいずれかに該当する場合は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号に掲げる基準に該当しないものとする。ただし、知事が特に認める場合にあつては、この限りでない。

(1) 長期優良住宅建築等計画に係る住宅が次に掲げる区域内に建築されるものであること。ただし、当該住宅が、都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為に係るものにあつては、この限りでない。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第4項に規定する促進区域

イ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

ウ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の施行区域

エ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域

(2) 都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等の区域のうち、次に掲げる計画が定められている区域内に建築される住宅（届出の対象となるものに限る。）にあつては、当該計画に定められた建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に関するもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定により市町が条例で定めたものを除く。）に限る。）に適合しないものであること。

ア 都市計画法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画

イ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第32条第2項第2号に規定する特定建築物地区整備計画又は同項第3号に規定する防災街区整備地区整備計画

ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第31条第2項第4号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画

エ 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第9条第2項第2号に規定する沿道地区整備計画

オ 集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第5条第3項に規定する集落地区整備計画

(3) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画の区域内に建築される住宅にあつては、当該景観計画に定められた建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠の制限に関するもの（当該住宅の建築が景観法第17条第1項に規定する特定届出対象行為に該当する場合にあつては、形態意匠の制限に関するものを除く。）に限る。）に適合しないものであること。

附 則

この告示は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日（平成21年6月4日）から施行する。

## 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定による 長期優良住宅建築等計画の認定事務取扱い要領

### 第1 趣旨

この要領は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号。以下「政令」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年静岡県規則第31号。以下「細則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 意義

この要領において使用する用語の意義は、特に定めるものを除き、法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に定めるところによる。

### 第3 設計内容説明書

省令第2条第1項の添付図書のうち設計内容説明書は様式として定めていないが、長期優良住宅認定マニュアル（発行 財団法人ベターリビング、一般社団法人住宅性能評価・表示協会）における設計内容説明書を参考とし、長期使用構造等であることの説明を記したものとする。

### 第4 計画通知書

法第6条第3項の規定による建築主事への建築の計画の通知は、様式第1号による通知書により行うものとする。

### 第5 適合通知書等

- 1 法第6条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別記第42号の3様式による通知書により行うものとする。
- 2 法第6条第4項において準用する建築基準法第18条第12項の規定による通知は、適合しない旨の通知にあつては建築基準法施行規則別記第42号の5様式による通知書、適合するかどうかを決定することができない旨の通知にあつては建築基準法施行規則別記第42号の6様式による通知書により行うものとする。

### 第6 認定しない旨の通知書等

- 1 知事は、申請のあった計画を認定しないことを決定したとき、又は建築主事から第5 2に規定する適合しない旨の通知があつたときは、速やかにその旨を様式2号による通知書により、申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、建築主事から第5 2に規定する適合するかどうかを決定することができない旨の通知があつたときは、速やかにその旨を様式3号による通知書により、申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、申請のあった計画が法6条の基準に適合するかどうかを決定できないときは、速やかにその旨を様式4号による通知書により、申請者に通知するものとする。
- 4 知事は、地位の承継の承認をすることができないときは、速やかにその旨を様式5号による通知書により、申請者に通知するものとする。

### 第7 報告請求書

法第12条の規定による認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況についての報告の請求は、様式第6号による請求書により行うものとする。

### 第8 改善命令書

法第13条の規定による改善命令は、様式第7号による命令書により行うものとする。

## 第9 計画認定取消通知書

法第14条第2項の規定による通知は、様式第8号による通知書により行うものとする。

## 第10 認定申請取下げ届

計画の認定を申請した者が計画の認定を受ける前に当該申請を取下げようとする場合は、様式第9号による取下げ届を提出するものとする。

## 第11 認定審査等の事務分掌

法、政令、省令、細則及びこの要綱の規定による計画の認定等に関する事務の取扱いは、認定に係る建築物の規模により建築基準法令取扱規定（昭和49年静岡県訓令甲第2号）第2条第1項の規定による建築主事が行う確認等の範囲に準じ行うものとする。

## 第12 書類の処理等

- 1 市町長及び建築確認検査室長並びに土木事務所長は、法、政令、省令、細則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類を受理したとき及び知事が処分したときは、その内容を記録してその処理の経過を明らかにしておくものとする。
- 2 市町長は、1に規定する書類のうち省令第2条第1項及び同第8条の申請書を受理したときは、様式第10号による副申書に意見を付して送付するものとする。

## 附 則

この要領は、平成21年6月4日から施行する。

様式第1号（用紙 日本工業規格A4縦型）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律  
第6条第3項の規定による計画通知書

第 号  
年 月 日

建築主様

通知者官職氏名 静岡県知事 氏 名

申請者氏名 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

設計者氏名 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

受付欄	消防関係同意欄	決裁欄	通知番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

認定しない旨の通知書

第 号  
年 月 日

様

静岡県知事 氏 名 印

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 認定に係る住宅の位置

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項、第2項又は第3項（同法第8条第2項の規定により準用する場合を含む）の規定による上記の認定の申請は、下記の理由により、認定しないことを決定したので通知します。

なお、この処分について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、静岡県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

記

理由



認定申請に係る建築基準法の処分についての通知書

第 年 月 日  
号

様

静岡県知事 氏 名 印

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築物の所在地

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項に基づく申し出のあった同法第5条第1項、第2項又は第3項（同法第8条第2項の規定により準用する場合を含む）の規定による上記の認定の申請は、建築主事から適合するかどうかを決定することができない旨の通知があったので通知します。

なお、この処分について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、静岡県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

記

- 1 通知年月日 年 月 日
- 2 建築主事の所属及び氏名
  - (1) 所属
  - (2) 氏名
- 3 理由

様式第4号（用紙 日本工業規格A4縦型）

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号  
年 月 日

様

静岡県知事 氏 名 印

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 認定に係る住宅の位置

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項、第2項又は第3項（同法第8条第2項の規定により準用する場合を含む）の規定による上記の認定の申請は、下記の理由により同法6条の基準に適合するかどうかを決定することができないので通知します。

なお、この処分について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、静岡県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

記

理由

地位の承継を承認できない旨の通知書

第 年 月 日 号

様

静岡県知事 氏 名 印

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 認定に係る住宅の位置

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 10 条の規定による上記の承認の申請は、下記の理由により、承認しないことを決定したので通知します。

なお、この処分について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、静岡県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

記

理由

様式第6号（用紙 日本工業規格 A4 縦型）

認定長期優良住宅の建築及び維持保全状況報告請求書

第 号  
年 月 日

様

静岡県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号により計画の認定をした認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について、下記のとおり報告するよう、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により、請求します。

記

- 1 認定長期優良住宅の位置
- 2 報告を求める事項
- 3 報告の提出先
- 4 報告の期限

認定長期優良住宅改善命令書

第 号  
年 月 日

様

静岡県知事 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により計画の認定をした認定長期優良住宅の建築及び維持保全について、下記のとおり改善に必要な措置をとるよう、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条の規定により、命令します。

なお、この処分について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、静岡県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

記

- 1 認定長期優良住宅の位置
- 2 改善すべき事項
- 3 改善措置の期限

計画認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

静岡県知事 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により計画の認定をした認定長期優良住宅の建築及び維持保全について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第2項の規定により、下記のとおり認定を取り消したので通知します。

なお、この処分について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、静岡県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

記

- 1 認定長期優良住宅の位置
- 2 計画の認定を取り消す理由

認定申請取下げ届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

認定申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕  
〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕 印

次の認定申請は、取り下げたいので届け出ます。

- 
- 1 申請年月日 年 月 日
- 
- 2 申請に係る住宅の位置
- 
- 3 取下げの理由

※受付欄	※決裁欄	※処理欄
年 月 日		年 月 日
第 号		
係員印		係員印

備考

- 1 ※印のある欄には、記入しないでください。

副 申 書

(長期優良住宅普及促進法による長期優良住宅建築等計画認定申請書)

年 月 日

市 町 長		氏 名		担当者氏名 ・ 電話番号	
番 号	第	号	申請者氏名		
1 申請区分	法第 5 条第 1 項 ・ 第 2 項 ・ 第 3 項 / 法第 8 条第 1 項				
2 適合証明 (事前審査)	法第 6 条第 1 項第 1 号に適合する旨の書類 有り ・ 無し				
3 建築確認 (確認の併願)	法第 6 条第 2 項の申し出 有り ・ 無し				
4 申請戸数	全 戸 中 戸				
5 地区整備計画 (都計法第 4 条第 9 項)	内 ・ 外	届 出 必要 ・ 不要	届 出 有り ・ 無し	指導勧告の有無 有り ・ 無し	
6 景観計画 (景観法第 8 条)	内 ・ 外	届 出 必要 ・ 不要	届 出 必要 ・ 無し	指導勧告の有無 有り ・ 無し	
7 都市計画施設 (都計法第 4 条第 6 項)	内 ・ 外	概要 :			
8 市街地開発 事業の区域 (都計法第 4 条第 7 項)	内 ・ 外	概要 :			
9 意 見					
10 手数料金額	千円	11 貼付済証紙金額	千円		